

2022年6月7日

株主の皆様へ

三井不動産株式会社

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
本年6月29日に開催を予定しております第110回定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応ならびに会社法改正に伴う株主総会資料の電子提供および書面交付請求について、以下のとおりご案内申し上げます。

### 第110回定時株主総会における 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

- ・ 書面またはスマートフォンやパソコン等を用いたインターネットによる事前の議決権行使をご推奨申し上げます。事前の議決権行使の方法につきましては、招集ご通知3～4頁をご参照ください。株主総会当日のご来場については、開催日までの感染状況や、ご自身の体調等をご確認のうえ、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。
- ・ なお、株主総会当日の映像の一部を、本株主総会后に当社ウェブサイトへ掲載することを予定しております。
- ・ 株主総会当日ご来場される株主の皆様へのお願いにつきましては、招集ご通知1頁をご参照ください。

今後、本株主総会当日までに運営方法等に変更が生じる場合は、適宜当社ウェブサイト (<https://www.mitsufudosan.co.jp/corporate/ir/shareholder/meeting/index.html>) にてお知らせいたします。

### 株主総会資料の電子提供および書面交付請求について

<株主総会資料の電子提供>

会社法改正に伴い、2023年3月以降に開催する株主総会につきましては、株主総会資料をインターネット上（当社ウェブサイト等）でご提供することとなります。株主の皆様へは、現在ご送付している招集通知（株主総会参考書類・事業報告等含む）に代えて、当該ウェブサイトのURL等を記載した通知書面および補足の資料（議案に関する説明等）をお送りする予定です。（すべての上場会社で電子提供が義務化されますので、電子提供にあたり、株主の皆様によるお手続きは不要です。）

株主の皆様宛の送付物 (株主総会招集時)	2023年2月まで	議決権行使書+招集通知（株主総会参考書類・事業報告等含む）
	2023年3月以降	議決権行使書+通知書面+補足の資料（議案に関する説明等） ※補足の資料の内容は、株主総会招集時までに決定いたします。

電子提供制度について詳しくはこちらをご参照ください→  
(<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/kaisyahou>)



<書面交付請求手続きのご案内（これまでと同内容の資料の送付をご希望の場合）>

インターネットを利用することが困難である等のご事情がある株主様につきましては、株主総会基準日まで（2023年6月開催予定の定時株主総会におきましては、2022年9月1日以降2023年3月31日まで）に証券会社もしくは株主名簿管理人にお申し出いただき、お手続きを完了していただくことで、これまでと同内容の株主総会資料を書面でお送りいたします。証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。株主名簿管理人（三井住友信託銀行）にお申し出の場合は、申出書面のご提出が必要です。

専用コールセンター：三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 0120-533-600  
受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）

以上